

保護樹林の指定解除について（諮問第195号）

樹林の所在地	関町北三丁目20番	樹林No.	第27号	指定年月日	昭和56年10月1日
				面積	2,840㎡

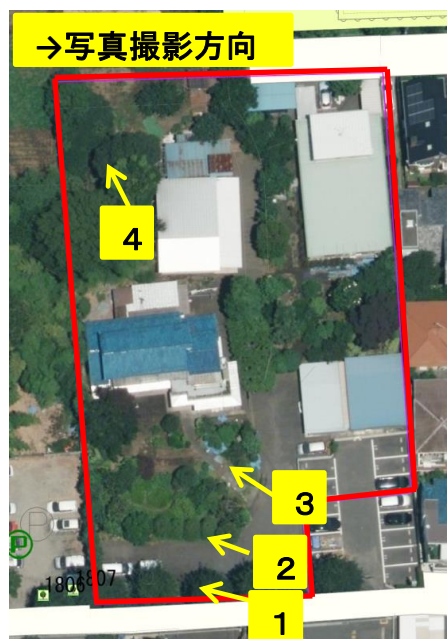
解除事由	みどりを愛し守りはぐくむ条例第22条第1項第2号に基づき、所有者から指定の解除の申請があったため。
------	---

経緯	昭和56年10月に母屋、納屋を含め2,840㎡を保護樹林として指定した。今般、所有者より自宅の建て替えを計画しているため、保護樹林を解除したいとの申し出があった。区は道路沿いのケヤキ6本を含め樹木診断を行った結果、衰退傾向にあるため、不健全木との判定であった。また、現地調査の結果、保護樹林区域全体も樹林としての体が保たれていないため、指定解除はやむを得ないと考える。
----	--

案内図	
-----	--

保護樹林の指定解除について（諮問第195号）

樹林の所在地	関町北三丁目20番	樹林No.	第27号	指定年月日	昭和56年10月1日
				面積	2,840㎡



写 真

